

原料原産地表示

原料原産地とは、加工食品に使用されている原材料の原産地のことで、全ての加工食品（輸入食品等は除く）に表示が義務付けられています。

対象原材料は、食品によって定められています。

対象原材料

1. 全ての加工食品（次の2～7に該当する食品を除く）：重量割合上位1位の原材料
2. 農産物漬物：上位4位（または3位）かつ5%以上の原材料（農産物又は水産物）
3. 野菜冷凍食品：上位3位かつ5%以上の原材料
4. かつお削りぶし：かつおのふし
5. うなぎ加工品：うなぎ
6. おにぎりのり：のりの原そう
7. 以下に掲げる22食品群：主な原材料（原材料に占める重量割合が50%以上の生鮮食品）

※1、6は、平成29年9月1日に表示が義務付けられましたが、平成34年3月31日まで猶予期間が設けられています。

- ①乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
- ②塩蔵きのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
- ③ゆで、または蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん（缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品を除く）
- ④異種混合したカット野菜・カット果実、その他野菜、果実及びきのこの類を切断後異種混合したもの
- ⑤緑茶及び緑茶飲料
- ⑥もち
- ⑦いりざや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- ⑧黒糖及び黒糖加工品
- ⑨こんにやく
- ⑩調味した肉類（加熱調理食品、調理冷凍食品を除く）
- ⑪ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品を除く）
- ⑫表面をあぶった食肉
- ⑬フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理食品、調理冷凍食品を除く）

- ⑭合挽肉、その他異種混合した食肉
- ⑮素干し魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、及びこんぶ、干のり、焼きのり、その他干した海藻類
- ⑯塩蔵魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品を除く）
- ⑰調味した魚介類及び海藻類（加熱調理食品、調理冷凍食品、缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品を除く）
- ⑱こんぶ巻き
- ⑲ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品を除く）
- ⑳表面をあぶった魚介類
- ㉑フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理食品、調理冷凍食品を除く）
- ㉒④及び⑬に掲げるもののほか、生鮮食品を切断後異種混合したもの

表示方法

表示方法には、以下の4種類があります。

ただし、個別に定めのある5品目（対象原材料の2～6）と22食品群（対象原材料の7）には、一部を除いて国別重量順表示しか認められていません。

国別重量順表示

名称：ソーセージ
原材料名：豚肉（アメリカ産、国産）、豚脂肪、…

例では、豚肉の産地がアメリカ≧国産であることを示しています。

名称：チョコレートケーキ
原材料名：チョコレート（ベルギー製造）、小麦粉、…

製造地表示：対象原材料が加工食品の場合、原則として原材料の製造地を国別重量順に表示します。

例では、チョコレートがベルギーで製造されたことを示しています。

国別重量順表示が難しい場合には、一定の条件の下で「又は表示」、「大括り表示」が認められています。

又は表示：使用可能性がある国名を「又は」でつないで表示します。

名称：ソーセージ
原材料名：豚肉（アメリカ又はカナダ）、豚脂肪、…

例では、「アメリカ産のみ」「カナダ産のみ」「アメリカ産≧カナダ産」「カナダ産≧アメリカ産」の4通りの意味があります。

※豚肉の産地は、製造前年の実績順

大括り表示：3か国以上の外国で生産された原材料を使用する場合、国名ではなく「輸入」と表示します。

名称：ソーセージ
原材料名：豚肉（輸入）、豚脂肪、…

例では、豚肉の産地が、3か国以上の外国からであることを示しています。